

# 紀三井寺公園・緑道愛護会規約

(名 称)

第 1 条 本会は紀三井寺公園・緑道愛護会と称し、事務所は紀三井寺公園等管理事務所内に置く。

(目 的)

第 2 条 本会は紀三井寺公園並びに紀三井寺緑道の美化運動活動に務め、安全かつ楽しく使用できるよう、紀三井寺公園管理事務所と協力して公園・緑道管理の適正を期し、併せて公共施設愛護の精神を高揚することを目的とする。

(構 成)

第 3 条 本会は紀三井寺公園・紀三井寺緑道周辺の地域在住者並びにこの会の趣旨に賛同するものをもって構成する。

(活 動 内 容)

第 4 条 本会は第 2 条の目的を達成するため次の活動を行うものとする。

1. 公共施設愛護思想の普及
2. 利用者の公衆道徳の高揚
3. 樹木愛護と除草、清掃
4. 会員相互の親睦と文化活動
5. その他、本会の目的達成のために必要な活動

(役 員)

第 5 条 本会に次の役員を置く。

会 長	1 名
副会長	若干名
委 員	若干名
監 事	2 名

(役員の仕事)

第 6 条

1. 会長は会を代表し、会務を統轄する。
2. 副会長は会長を補佐し会長に事故あるときはその職務を代理する。
3. 委員は本会の運営に参画する。
4. 監事は会計の監査にあたる。

(役員を選出)

第 7 条 役員は総会において、会員の互選により選出するものとする。

(役員任期)

第 8 条 本会の役員任期は2年とする。ただし再任を妨げない。

(顧問)

第 9 条 1、本会に顧問を置くことができる。  
2、顧問は総会の議決を得て会長が委嘱する。

(会計)

第 10 条 本会の経費は助成金及びその他の収入金をもって充てる。

第 11 条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終了する。

第 12 条 本会の予算は毎年総会の議決を経て、これを定め、決算は総会の認定に付するものとする

(会議)

第 13 条 総会は毎年1回、これを開く。  
ただし、会長が必要と認めた時、もしくは過半数の委員の申出のあった時は臨時にこれを開く事ができる。

第 14 条 役員会は必要に応じて、会長がこれを招集し、会長・副会長及び委員をもって構成する。

第 15 条 総会及び役員会の議長は、会長が務め、その議事は出席者の過半数で決定する。可否同数の時は、議長の決するところによる。

(その他)

第 16 条 本会の事務に関し、必要な細目は会長が別に定める。

(附則)

本規約は昭和56年6月7日から施行する。

平成10年4月1日一部改正

平成18年4月1日一部改正